

さがみはら消防団応援の店制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、相模原市消防団員(以下「消防団員」という。)の福利向上を図るため、消防団員等にサービスの提供を行う「さがみはら消防団応援の店制度」を円滑に運用するために、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 サービスを提供する事業所及び店舗等をいう。
- (2) 消防団員等 消防団員又は消防団員の家族をいう。
- (3) 消防団応援の店 消防団員等にサービスを提供する事業所等をいう。
- (4) 消防団応援の店表示証 相模原市消防長(以下「消防長」という。)が交付した表示証(以下「表示証」という。)をいう。

(申込み)

第3条 消防団応援の店に登録しようとする事業所等は、さがみはら消防団応援の店登録申込書(第1号様式)を消防長に提出するものとする。

(消防団応援の店の登録)

第4条 消防長は、前条に規定する申込みがあったときは、消防団応援の店として事業所等の登録を行うものとする。ただし、次に掲げる事業所等については登録を行わないこととする。

- (1) 相模原市暴力団排除条例第2条第2号に定める暴力団、又は同条第5号に定める暴力団経営支配法人等である者
- (2) 公序良俗に反する事業所等
- (3) 宗教活動及び政治活動に関する事業所等
- (4) 違反対象物の公表制度において、市ホームページに公表されている事業所等又はその対象物内にある事業所等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、適当でないと認める事業所等

(表示証の交付)

第5条 消防長は、前条の登録を行ったときは、当該事業所等に対し表示証(第2号様式)を交付するものとする。

(表示証の掲示)

第6条 消防団応援の店は、前条の表示証を事業所等の入口等見やすい場所に掲示するものとする。

(相模原市消防団員カード)

第7条 神奈川県が交付する団員カードに「さがみはら消防団応援の店」シールを貼付することにより、相模原市消防団員カード(第3号様式)とする。

2 消防団員は、相模原市消防団を退団するときは、速やかに相模原市消防団員カードを返却しなければならない。

(相模原市消防団員カードの提示)

第8条 消防団員等は、消防団応援の店からサービスを利用するときは、相模原市消防団員カードを提示するものとする。

(登録の取消し)

第9条 消防長は、消防団応援の店が次の各号のいずれかに該当したときは、当該登録を取り消すことができる。

(1) 事業を廃止又は休止したとき。

(2) 詐欺その他不正な手段により登録を受けたとき。

(3) 前各号に定めるもののほか、消防団応援の店として適当でないとき。

2 前項の規定により消防団応援の店の登録を取り消された事業所等は、速やかに表示証を消防長へ返還しなければならない。

(消防団応援の店の公表)

第10条 消防長は、消防団応援の店の名称について、ホームページ等により公表することができる。

(消防団応援の店サービス提供の変更・廃止)

第11条 消防団応援の店は、消防団員等に対するサービスの提供を変更又は廃止することができる。この場合において、事業所等は、あらかじめ消防長に、さがみはら消防団応援の店登録変更・廃止届(第4号様式)を提出しなければならない。

(所掌)

第12条 この要綱に関する事務は、相模原市消防局消防総務課において所掌する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

相模原市消防長 殿

さがみはら消防団応援の店 登録申込書

当事業所は、下記のとおり相模原市消防団員等に優遇サービスを提供することにより、相模原市消防団員を応援します。

申込年月日 年 月 日

店舗・事業所名称		
所在地		
代表者氏名		
電話番号		
ホームページアドレス		
営業時間	時 分 ~ 時 分（24時間表示）	
定休日		
提供いただけるサービス等の内容	対象者 （ にチェック ）	備考
	「相模原市消防団員カード」を持っている方 「相模原市消防団員カード」を持っている方と その家族（合わせて 名まで）	
市ホームページへの掲載希望（有の場合はお店のひとことPRをお願いします）		
有・無		
当事業所は、要綱第4条（1）～（4）に該当していません。（レ点）		
はい ・ いいえ		

（記入例）

提供いただけるサービス等の内容	対象者	備考
購入金額の5%割引	レ「相模原市消防団員カード」を持っている方	一部商品は除く
お通し無料	レ「相模原市消防団員カード」を持っている方とその家族（合わせて4名まで）	他のサービス券との併用不可

備考 上記内容については、市ホームページ等に掲載させていただきます。

提出先 相模原市消防局 消防総務課

第 2 号様式（第 5 条関係）



第3号様式（第7条関係）



第4号様式（第11条関係）

相模原市消防長 殿

さがみはら消防団応援の店 登録変更・廃止届

さがみはら消防団応援の店登録情報の変更（廃止）をしたいので、次のとおり届け出ます。

変更（廃止）内容

年 月 日

店舗・事業所名

所在地

代表者氏名

電話番号

廃止を届け出た店舗・事業所は市ホームページより登録情報を削除させていただきます。